

第79回長野市都市計画審議会議事録

日時：令和3年6月29日（火）
午後2時

場所：第一庁舎7階
第一・二委員会室

長野市都市整備部都市政策課

第79回 長野市都市計画審議会 次第

日 時 令和3年6月29日（火）午後2時

場 所 第一庁舎7階 第一・二委員会室

1 開 会

2 長野市あいさつ

3 議 事

(1) 調査事項

ア 第7回区域区分の見直しについて

イ 建築基準法第22条により指定する区域変更について

ウ 長野市立地適正化計画改定検討部会の報告について

エ 都市計画道路見直し検討部会の報告について

(2) その他

4 そ の 他

5 閉 会

◎長野市都市計画審議会委員

- 1 番 高 瀬 達 夫 (信州大学工学部土木工学科 准教授)
2 番 柳 沢 吉 保 (長野工業高等専門学校教授)
3 番 酒 井 美 月 (長野工業高等専門学校准教授) =欠席
4 番 跡 部 美 幸 (長野県司法書士会長野支部司法書士)
5 番 伊 東 亮 一 (公益社団法人長野県建築士会ながの支部副会計幹事)
6 番 西 脇 かおる (長野市議会議員)
7 番 松 井 英 雄 (長野市議会議員)
8 番 阿 部 孝 二 (長野市議会議員)
9 番 塩 入 学 (長野市議会議員)
10番 宮 崎 治 夫 (長野市議会議員)
11番 小 林 義 直 (長野市議会議員)
12番 伊 藤 隆 三 (長野商工会議所 副会頭)
13番 宮 澤 清 志 (ながの農業協同組合代表理事組合長) =欠席
14番 酒 井 國 夫 (長野市民生委員児童委員協議会)
15番 挟 間 孝 (NPO法人ヒューマンネットながの理事長)
16番 伊 藤 宗 正 (長野市商工会 副会長)
17番 永 江 浩 一 郎 (国土交通省関東地方整備局長野国道事務所 所長)
代 理 中嶋副所長
18番 吉 川 達 也 (長野県長野建設事務所 所長)
19番 熊 谷 猛 彦 (長野中央警察署 署長)
代 理 江本交通第二課長
20番 青 木 保 (長野市農業委員会 会長)

◎説明のための出席者

信州大学工学部 名誉教授	高 木	直 樹
都市整備部長	岩 片	弘 充
都市政策課長	桑 原	武 彦
都市政策課長補佐	宮 下	伊 信
都市政策課係長	藤 澤	大 輔
都市政策課係長	小 林	竜 太
都市政策課主査	柳 沢	一 欽
都市政策課技師	鈴 木	康 平
都市政策課技師	中 澤	大 輝
都市政策課長	桑 原	武 彦
建築指導課長	前 田	伸 一
建築指導課長補佐	三 浦	敦 樹
建築指導課係長	吉 澤	直 樹

◎事務局出席者

都市政策課長補佐	竹 内	健 一
都市政策課主事	松 木	佑太郎
都市政策課主事	高 木	茉 央

◎開会

○司会 それでは定刻になりましたので、只今から第79回長野市都市計画審議会を開会いたします。本日の進行を務めます、都市政策課の竹内と申します。よろしくお願いいたします。

初めに、本日の審議会は公開となりますので、ご了承ください。会議に先立ちまして、定足数について申し上げます。長野市都市計画審議会条例第6条第2項の規定によりまして、本審議会の定足数は、委員20名の過半数となっております。本日ご出席の委員は、現在18名でございますので、会議は成立となります。また、酒井美月委員と宮澤清志委員から欠席のご連絡をいただいておりますので、報告申し上げます。

本日の進行につきましては、お配りしております次第に従って進めてまいります。その前に資料の確認をお願いします。資料につきましては、過日郵送でお届けしたものと、本日机の上にお配りさせていただいたものがございます。先に郵送した資料といたしまして、次第、資料1-1、1-2、1-3、1-4、資料2、資料3、資料4-1、4-2、4-3、4-4、先に郵送させていただいた資料は以上でございます。次に、本日配布した資料といたしまして、資料1-5、1-6、参考資料4-1、こちらは資料4-1の参考資料でございます。なお、事前にお送りしました次第、座席表につきましては、一部修正がありましたので、差し替えをお願いいたします。資料につきましては以上でございます。

ご確認いただきまして、資料に不足がある方は、お申し出いただければと思います。よろしいでしょうか。それでは、お手元の次第に沿って進めてまいります。

はじめに、都市整備部長の岩片よりごあいさつを申し上げます。

◎長野市あいさつ

○事務局 都市整備部長の岩片でございます。委員の皆様方には、なにかとお忙しいところ、本日の審議会にご出席をいただきまして厚く御礼申し上げます。また、日ごろから当審議会をはじめ、市政にご理解、ご指導を賜り重ねて御礼を申し上げます。

近年の社会情勢の変化に加え、コロナ禍による人々の価値観や生活様式など、市民の皆様を取り巻く環境が大きく変化しており、長期的な視野に立ちご審議いただきますこの都市計画審議会の果たすべき役割は、ますます重要性が増しているものと考えているところでございます。引き続き、委員の皆様方のお力添えを賜りたくよろしくお願い申し上げます。

今回の都市計画審議会から、民間諸団体の代表委員さん、関係行政機関の委員さんがお代わりになりました。本市のまちづくりにつきまして、前任の方と同様、ご助言を賜りますようよろしくお願いいたします。

本日は、第7回区域区分の見直しについてなど4件の案件につきまして、ご説明する予定としております。長時間のご審議となりますが、よろしくお願いいたします。

終わりに、新型コロナウイルス感染症につきましては、ワクチン接種が始まるなど少しづつ終息に向けて進み始めておりますが、委員の皆様方にはご自愛いただき、ますますご健勝でご活躍いただきますよう祈念申し上げまして、簡単ではございますがご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○司会 続きまして、新任委員のご紹介を都市政策課 課長の桑原から申し上げます。紹介を受けられた新任委員の方は恐れ入りますが、その場でご起立をお願いいたします。

○事務局 都市政策課 課長の桑原でございます。この4月に着任したところでございます。よろしくお願いいたします。私から、新たに委員となられた方をお二方ご紹介いたします。最初に、民間諸団体の人事異動に伴いまして、委員となられました長野市商工会 副会長 伊藤宗正様でございます。続きまして、関係行政機関の人事異動に伴い、委員となられました長野建設事務所 所長 吉川達也様でございます。お二方のお手元に委嘱書をご用意させていただきましたので、よろしくお願いいたします。なお、皆様の任期につきましては「長野市都市計画審議会条例」第3条の規定によりまして、前任者の残任期間の令和4年3月末までとなります。

続きまして、令和3年4月1日付けの人事異動により事務局職員が一部変わっておりますので、紹介させていただきます。都市政策課 係長の藤澤と、主事の高木です。よろしくお願いいたします。

○司会 それでは、これから議事に移りますが、その前にお手元のマイクの操作についてご説明いたします。発言される際に、お近くの卓上機器の楕円形の部分を押しただき、緑色のランプが点灯したことをご確認いただいてから、ご発言をお願いいたします。ご発言が終わりましたら、再び楕円形の部分を押しただき、緑色のランプが消灯したことをご確認願います。

それでは、議事に移ります。審議会条例第6条第1項の規定により、柳沢会長に議長をお願いいたします。

◎議事

○議長 委員の皆様には、お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます

す。次第のとおり、本日の審議案件は調査事項の4件となっております。皆様からのご意見をいただきながら、実りのある会議にしたいと思っておりますので、議事の進行が円滑に運びますようご協力の程お願いいたします。なお、本日の議事録の署名は、高瀬委員と跡部委員にお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります。まず、(1)の調査事項 ア 第7回区域区分の見直しについて及び、イ 建築基準法第22条により指定する区域変更については関連がありますので、事務局から一括でのご説明をお願いします。

○事務局 都市政策課の中澤と申します。私から、調査事項ア 第7回区域区分見直しについて、事前にお配りいたしました資料1-1から1-4と、本日お配りしております、資料1-5及び1-6を使って説明させていただきます。なお、資料1-1につきましては、同じものをスクリーンに映しながらご説明いたします。

資料1-1の2ページをご覧ください。区域区分の見直しにつきましては、平成30年から長野県を通して、関係機関と事前調整を行ってきたところでございます。平成31年4月には、見直しに係る市の方針を公表し、相談のあった候補地について事前調整を行いました。

令和元年台風災害等で一部スケジュールの変更がありましたが、候補地の選定を行った後、令和3年2月の都市計画審議会において選定された川中島町御厨地区について、概要をご説明いたしました。本日は、前回の都市計画審議会からの経過報告と、本決定に向けた追加説明として、特別用途地区の概要について説明いたします。

3ページをご覧ください。前回の都市計画審議会の結果を踏まえ、都市計画変更素案を作成し、市民の皆様の内容を確認いただくため素案の閲覧を行いました。期間は令和3年4月26日から5月28日までで、閲覧場所はスライドに記載の4ヶ所で行われました。内容としましては、県決定の区域区分の変更案と市決定の地域地区の変更案で、閲覧者はそれぞれ1名となりました。なお、期日までに公述の申し出がなかったため、公聴会は中止となりました。

4ページをご覧ください。今回の編入区域の概要について、改めてご説明いたします。今回、市街化区域への編入を予定しております川中島町御厨地区につきましては、県及び市の見直し方針に整合していることや、長野市都市計画マスタープランの土地利用方針に整合していること、そして、すでに市街地が形成されていることなどから、即時編入が可能な候補地として選定しております。また、市街化区域編入に伴い設定する用途地域は、4ページ右側の図及び、資料1-3のとおりです。編入区域西側については、住宅や事務所が混在していることから今後も住環境の保護を図るため第二種中高層住居専用地域に、幹線道路沿線から東側については、現在の土地利用形態を維持しながら、今後も商業、工業、流通業等の複合的な土地利用を図るために準工業地域としております。

5ページをご覧ください。続きまして、特別用途地区の概要をご説明いたします。特別用途地区とは、都市計画法に定められた地域地区の1つで、用途地域内の一定の区域において地区の特性にふさわしい土地利用の増進、環境保護等の特別な目的の実現を図るために定め

るものです。今回の編入区域は5ページ右側の図及び、資料1－4のとおりで、特別用途地区として大規模集客施設制限地区を定めております。大規模集客施設制限地区の概要としましては、劇場、映画館、飲食店等の集客施設の床面積の合計が10,000平方メートルを超えるものについて、立地を禁止とするものです。本市では、準工業地域全域を大規模集客施設制限地区に定めていることから、本区域につきましても同様に定めたものです。

6ページをご覧ください。今後の予定といたしましては、区域区分の変更、地域地区の変更とともに、関係機関との協議を行った後、10月中旬から10月下旬までの14日間、法に基づく計画案の縦覧を行う予定です。また、11月に開催予定の都市計画審議会において縦覧結果の報告を行います。その後、区域区分の変更については、県の都市計画審議会や国土交通大臣との協議がありますが、こちらも令和4年1月中旬に決定告示ができるように進めて参ります。

続いて、本日お配りいたしました資料1－5をご覧ください。今回の区域区分の見直しでは、長野県決定であります「長野都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」通称、長野都市計画区域マスタープランで定められた整備方針をもとに、市街化区域への編入候補地を検討しております。次に、今月11日に開催されました長野県都市計画審議会において、案の事前説明が行われたことから、その概要をご説明いたします。

2ページをご覧ください。都市計画区域マスタープランとは、長野県が都市計画区域ごとに広域的・総合的な観点から、都市計画の基本的な方針を定めるものです。長野都市計画区域マスタープランの具体的な構成につきましてはスライドのとおりで、1都市計画の目標、2区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針、3主要な都市計画の決定方針の3つが定められています。また、今回の川中島町御厨地区の市街化区域への編入は2の項目に沿ったものとなっております。

3ページをご覧ください。こちらに、都市計画区域のマスタープランの位置付けを示しております。

4ページをご覧ください。今回の都市計画区域マスタープランの変更理由についてですが、都市計画の最上位計画である長野県都市計画ビジョンがSDGsや総人口の減少、東日本大震災の発生等を踏まえて、平成31年3月に改定されました。また、国においては環境に配慮した持続可能な社会の実現や、激甚化・頻発化する水災害を契機に、災害に強いまちづくりのあり方が検討されています。それに伴い、長野都市計画区域においても人口や産業の現状や将来の見通しを勘案し、主要な土地利用や都市施設などの概ねの配置や規模等を示すことにより、一体の都市として整備、開発及び保全を図るため、長野市都市計画区域マスタープランを変更することとなりました。

続いて、5ページをご覧ください。ここから、長野都市計画区域マスタープランの概要についてご説明いたします。資料1－5の5ページ、6ページに記載してある内容は、資料1－6の内容を概要をまとめたものになります。まず、1の(1)都市計画区域の範囲と目標

年次等についてですが、長野都市計画区域マスタープランは、長野都市計画区域を対象とし、目標年次を市街化区域の規模や都市施設等の整備目標については令和7年、都市計画の基本的な方向を令和17年としています。これは、長野市が持つ自然・歴史などの多様な資源や恵まれた住環境を将来にわたって維持するとともに、平成26年の長野県神代断層地震や令和元年の台風災害を踏まえて、災害に強い都市づくりが求められていることから、基本理念をこのように設定いたしました。次に、(3)の地域ごとの市街地像についてですが、ここでは5ページ右側の図のようにゾーンごとに方針を定めており、オレンジ色の市街地、黄色のふるさとの農用地、緑色の自然と共生するゾーンに区分しています。また、市街地の中でも特に拠点となる駅の周辺には個別に整備目標を定めています。資料には例として、長野駅や篠ノ井駅など、主要な駅の周辺についての整備目標を記載しております。

続いて、6ページをご覧ください。次に、2の区域区分の決定の有無及び定数を定める単位の方針についてです。まず(1)区域区分の有無については、長野都市計画区域に区域区分を定めるとしています。その理由としましては、市街化調整区域の環境の保全及び市街地のスプロール化を抑制し、今後も計画的に良好な市街地を維持するために、継続して区域区分を定めることとしています。また、(2)区域区分の方針として表のとおり、基準年である10年後の令和7年における人口や産業、市街化区域の規模を定めております。次に、3の主要な都市計画の決定の方針についてです。この項目では、資料にあります(1)から(4)の項目について定めております。

まず、(1)土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針ですが、これは6ページ右の図で色分けがありますように、住宅地、商業地、工業地など、用途ごとにゾーン分けをし、その地域の特性に合わせて土地利用の方針を定めております。また、市街地における住宅建設の方針や、市街化調整区域の土地利用方針も定めております。

次に、(2)の都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針ですが、これは、道路や下水道などの都市施設について整備の方針を定めるとともに、整備目標として概ね10年以内に整備をすることを予定している主要な施設を定めております。また、具体的な施設の廃止に関しては、右の図の通りです。

続いて、(3)の市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針ですが、ここでは対象地区として中心市街地と北長野駅前地区、篠ノ井駅前地区を位置付けております。内容としては、中心市街地や地域拠点の活性化のために、市街地再開発事業や土地区画整理事業等の方針を定めております。

最後に、(4)の自然的環境の整備または保全に関する都市計画の決定の方針では、長野市が持つ自然・歴史などの多様な資源を将来にわたって維持するとともに、国が推進しているグリーンインフラへの取り組みや、長野市緑を豊かにする計画の方針に基づき、緑を身近に感じることができる緑豊かなまちを目指しています。また、具体的な整備目標として緑地や都市公園の配置方針などを定めております。今回、区域区分の見直しに関連する事項として、

長野都市計画区域マスタープランについてご説明させていただきました。資料1-6に詳しい内容がありますので、またご覧いただければと思います。説明は以上でございます。

○事務局 建築指導課の前田と申します。それでは私から、建築基準法第22条により指定する区域変更について説明をさせていただきます。それではお手元の資料2をご覧ください。A4縦長の1枚もののプリントでございます。よろしいでしょうか。

建築基準法第22条により指定する区域とは、建築物の屋根や外壁に一定の防火性能を確保して、市街地の火災の延焼等を防止するため指定するものです。長野市では、防火地域準防火地域を除く、市街化区域全域を指定しております。本件は、川中島町御厨地区を市街化区域に編入するのに合わせて、建築基準法第22条指定区域に追加することについて、同法第22条第2項に基づき、都市計画審議会のご意見を伺うものです。変更前後の面積は資料記載の通りです。この指定区域における、屋根や外壁の防火に関する制限の詳細につきましては、資料下段の枠内をご覧ください。屋根につきましては、第22条第1項の規定により、通常の火災による火の粉によって、炎や熔融、亀裂、その他の損傷を生じないものであることとされており、具体的には、瓦や金属盤等の不燃材料で葺かなければならないことになっております。外壁につきましては、第23条の規定により、木造建築物等の外壁で延焼の恐れのある部分を、通常の火災による加熱開始後20分間、変形、熔融、破壊その他の損傷を生じない構造とすることなどと規定されており、塗り厚20ミリ以上のラスモルタル塗りですとか、厚さ15ミリ以上の窯業系サイディングを貼るなどの構造方法が定められております。建築基準法22条により指定する区域変更についての説明は以上でございます。

○議長 ご説明ありがとうございました。ただいま、調査事項ア及びイについてご説明いただきました。資料1-1の3、4枚目のスライドについては前回ご説明いただきましたが、5枚目、それから区域マスタープラン、資料2はさらに追加して説明いただきました。ただいまの調査事項につきまして、ご意見、それからご質問等ございましたらよろしくお願いたします。

○委員 はい。ここで言うのは遅いかもしれませんが、資料1-5の長野都市計画区域マスタープランの都市づくりの基本理念に「災害に強く」というワードをすごく入れていただいているのですが、その後一切出て来ません。本当は県の都市計画審議会の時に言えばよかったのですが、今気づきました。これはちょっと変な感じがするんですけども、この点について何か疑問がなかったんでしょうか。

○議長 事務局からご説明をよろしくお願いたします。

○事務局 都市政策課の宮下です。資料1-5は、資料1-6を全体的にまとめたものとなっています。まず、資料1-6の長野-2と書いてあるページの「都市づくりの目標」に、災害等についての記載がございます。同ページの安全安心できる都市づくりというところにも災害等についての記載がございます。また、10ページ以降の都市計画の決定方針の整備目標にも記載されています。18ページをご覧ください。下水道整備のところ、また河川の

ところにも災害、特に水災害に特に力を入れた記載となっております。

○委員 18ページのところは、これまでもこういう形で進んでいる話だと思うんですが、今回特に「災害に強く」を前面に出している割は。これは長野市さんが悪いわけではないですけども、できれば県でこれが決まるときに、なぜもう少し申し入れができなかったのか少し疑問になります。気がつくのが遅くて申し訳ありません。おそらく立地適正化計画の見直しの方では、そういったことをすごく考えられている。その割に、こちらには全く載らない。担当が違うからといえばそれまでなのかも知れませんが。どうしても県ですから、場所によってはこういった「自然災害に強く」が全然入ってこないようなエリアもあったんですけども。せつかくならばもう少し、突っ込んで書いてもらえたらよかったですのではないかと思います。結果論で申し訳ないです。

○議長 事務局の方で何か答弁がありましたら、よろしくお願いします。

○事務局 そうですね。県とも協議しながら進めますが、区域マスタープランということで、全体の計画、大きな枠での話なので、部分的な記載になっている箇所が多いかなというところもございます。また、アクションプランとしても委員さんがおっしゃられた立地適正化計画等では、もう少し具体的なものを記載していきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

○委員 資料1-1の区域区分の見直しで、確か人口フレームでまだ枠があるからこう決めていくという話だったと思うんですけども。それはいいと思うんですが、多分今回のようなエリア、つまりすでに形骸化された市街地みたいなところを編入していったら、多分そういうところがまだまだあると思うんですね。ただ、これは全体的にそのフレームワークを使うようになる。使わなくなるのかもしれないですけども、将来的に人口減少でフレームが足りなくなったときに、本当に形骸化された場所が出てきたら。例えば、若穂にスマートICができればそこから長野の駅まで行くような、その辺りのエリアとかが少し開発されるようになったとき、20年ぐらいして形骸化された際に、フレームが足りないからもう入れないという話なんかが出てくるといけないので。その頃には人口フレームの考え方がなくなっているかもしれませんが、もう少し先の将来のことも考えて。このエリアは今回、地元の要望があって入れるってことで進めているんですが、もう少し将来のことも考えて全市的に少し見直していただき、こういったようなところがどれくらい隠れているのかというのを見ておいていただいた方が、将来のためによろしいのではないかと思います。

○議長 ありがとうございます。今のはコメントになるかと思いますが、事務局の方で何かそういったところのお考えがありましたら、ご紹介いただきたいと思います。いかがでしょうか。

○事務局 具体のところを今日ご紹介するわけにはいかない部分もございますが、委員さんがおっしゃるように実際に将来を見据えて市街化区域の形や、今後災害等ございますので、そういったところをどうしていくか。災害に弱いところ、脆弱なところとかをどう考

えていくかということも含めて今後も検討していきたいと思えます。ありがとうございます。

○議長 そのほかにございますでしょうか。

○委員 はい。資料1-5の6ページ左側の表「区域区分の方針」というところでH27年とR7年とを比較して、都市計画区域内の人口が5,100人減っている。それから、市街化区域内の人口も1,000人くらい減っている。その下も6,100人くらい減る。でも、市街化区域面積が約5ヘクタール増えるってことなんです。人口が減っていく中で、面積が増えているのはどういう形でどこで増えるのか、その辺を教えてください。

○事務局 今、委員さんのおっしゃっている市街化区域の人口ですけれども、そこは増えておりますので、その人口分ということで今回入れております。都市計画区域全体は減っていますが、市街化区域人口は1,000人ほど増えております。

○委員 計算をマイナスにしちゃったかな。1,000人増えて5ヘクタール面積が増えるってことなだけけど、どういう相関関係があるのかよくわからない。

○事務局 5ヘクタールイコール1,000人ではなくて、1,000人というのはある程度の余裕がございます。その中の5ヘクタールであれば、1,000人の中の一部を使って転入ということになります。

○委員 今回編入する区域の中には、農地とかそういうものは含まれていないってことですか。その辺の中身はどうなっていますか。

○事務局 農地については、資料1-3をご覧ください。準工業となっている部分は既に市街化されていて、ほとんど農地がないような状況です。緑色の第二種中高層住居専用地域では、こちらに一部農地が残っていますけれどもほとんどなく、駐車場等に使われている土地です。スクリーンを見ていただくと、赤い部分が少し出ておりますけれどもその辺りに一部残っているというような状況で、ほぼ住宅等の建物が建っており、農地はほとんどないような状況です。

○委員 今回の川中島の編入は、大体面積が5ヘクタールで当てはまるってことでいいんでしょうか。

○事務局 増えたところはその面積ですが、人口についてはまだ多少余裕があるような状況です。ただ、先ほどの話じゃないですけど、将来を見越していくと1,000人ぐらいの人口は今後減っていくことが予想されますので、その辺を考えながら市街化編入の規模等を検討していくものと考えております。

○議長 よろしいでしょうか。そのほかにございますでしょうか。ご意見、それから確認のためのご質問もいただきました。改めて、編入の考え方について、少し事務局の方からご説明いただくことができました。また、先ほど委員さんからも将来にわたってのフレーム、もしかするとフレームがなくなってしまうかもしれませんが、将来の人口フレームや市街地のフレーム、こういったものも考慮しながら今後検討していただけたらというコメントだったかと思えます。その辺りをまた、事務局で今後の方針をよく考えていただき進めて

いただければと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、ただいまの調査事項ア及びイにつきましては以上とさせていただきます。ありがとうございます。続いて、長野市立地適正化計画検討部会の報告について、事務局の方からご説明をお願いいたします。

○事務局 都市政策課の柳沢と申します。よろしくお願いいたします。それでは、資料3のご用意をお願いいたします。私の方から、長野市立地適正化計画改定部会の報告についてご説明させていただきます。

2ページ目をご覧ください。各部会での議題はご覧のとおりでございます。第1回の部会では、立地適正化計画の目的や特徴、位置付けについて、また改定体制やスケジュールについて説明いたしました。また、立地適正化計画は社会情勢の変化に適時適切に対応していく計画であることから、人口密度や公共交通の利用状況、高齢化率などの現状報告。第2回の部会では、現状報告その2としまして、居住を誘導する区域と災害ハザードエリアとの現状、そしてその現状を踏まえた見直しの考え方や基本方針について説明いたしました。

3ページをご覧ください。立地適正化計画の内容について、再確認させていただきます。人口減少が確実な将来においても、現在の都市機能や市民生活の維持できるよう、一定区域の人口密度の維持、地域拠点や生活拠点などを結ぶ公共交通の維持強化、都市機能の誘導集積を図り、生活サービスやコミュニティの持続を目的とした計画であります。

4ページをご覧ください。立地適正化計画の位置付けとなりますが、立地適正化計画は都市計画マスタープランで目指す都市構造を実現するためのアクションプランということから、下の図は立地適正化計画との関係性を示した図となります。都市計画マスタープランは、長野市全体の都市づくり理念や目標、都市構造、土地利用、道路、交通などの整備方針、また、それぞれの地域ごとの街づくり方針を示したものであります。立地適正化計画は、マスタープランの目標理念に基づいたまちづくりを実現化するための方策であり、コンパクトな街づくりを進める上で、居住や都市機能の誘導集積を図るという目的でマスタープランの方針に基づいた計画であります。また、目標年次ではマスタープランは20年、立地適正化計画は10年であり、マスタープランの中間目標や改定と連動しています。

5ページをご覧ください。社会情勢の変化について抜粋してご紹介いたします。こちらのグラフは人口減少や人口動態の現状であります。この推計では、今から24年後の令和27年には、現在の人口の約2割が減少すると推測されています。また、自然動態や社会動態では減少が続いている状況であります。

6ページをご覧ください。こちらの図は、エリア別の人口密度と、5年間の人口増減図です。図の左側は人口密度を表しており、比較的、居住誘導区域内の人口は集積されております。また、右側の人口増減値のメッシュ図の方では人口が増加しているエリアは、居住誘導区域内がほとんどを占めているという状況となっております。このことから、人口減少に伴って人口密度が低下しておりますが、居住誘導区域内はある程度維持できているのではないかと

と考えております。

では、7ページをご覧ください。居住誘導区域とハザード区域の現状となりますが、こちらの図は、想定最大規模およそ1,000年に1度、レベル2と言われる浸水のエリア図で、右下に記載があり、6つの河川を統合した図となっています。一部の地域では、氾濫流による家屋倒壊区域が居住誘導区域内にも含まれているところもございます。浸水区域につきましては、ランクによって浸水する深さが各地域によって異なりますが、ほとんどの地域で浸水被害が想定されるという現状でございます。浸水区域を踏まえた居住誘導区域見直し検討が必要であると考えております。

8ページをご覧ください。次に、土砂災害区域です。現行計画の立地適正化計画では、土砂災害特別警戒区域、いわゆるレッドゾーンは除外して居住誘導区域を設定しております。しかし、土砂災害警戒区域、いわゆるイエローゾーンは一部含まれているという状況です。

9ページをご覧ください。続きまして、地すべり防止区域と急傾斜崩壊危険区域でございますが、こちらも一部、居住誘導区域に含まれている状況であります。災害ハザード区域につきましては、居住誘導区域内に浸水区域、土砂災害の危険性がある区域が含まれている状況でございますので、居住誘導区域から除外するのもしないのか、また除外しない場合の防災減災の考え方や方針等、今後の部会で検討していく事項となってきます。

10ページをご覧ください。立地適正化計画の改定方針になりますが、マスタープランの方向性は変わらないことから、立地適正化計画も現行計画の基本的な考え方を踏襲し、社会情勢等の変化に対応するための改定を行うということになります。下の図の左側は、目標の達成状況の結果から見えたものということで、居住誘導区域内の人口密度や、市民満足度は向上してるとは言えないことから、コロナ禍での公共交通の利用低下が懸念される結果となりました。また、その下の新たな社会変化や潮流等では、コロナ禍による都市生活の変化や自然災害の増加という結果となりました。このことから、改定方針といたしまして居住誘導区域内の見直しと、評価指標、成果指標の見直しが必要なこと。それから、都市機能や防災の面から、拠点の強化や機能の充実を図ることが必要であるということになります。以上のことを改定の方針としまして、立地適正化計画の基本方針に反映していきたいと考えてございます。今回の立地適正化計画の改定では、主に防災指針の作成と、評価指標及び成果指標の見直しや追加を検討していく予定ということでございます。

11ページをご覧ください。立地適正化計画の基本方針改定案であります。人口密度の維持を図る居住誘導区域の設定には、赤字部分の人口の変化や都市機能の集積状況と災害リスクを踏まえた区域設定をすることを加えました。都市機能誘導区域の設定に関しましては、マスタープランで設定している各拠点を、立地適正化計画では都市機能誘導区域として設定している経過から基本方針は変わりません。続きまして、方針に新たに加える部分としまして、災害に対して安心安全に暮らせる方策の策定ということで、防災指針の作成に関することとなります。災害リスクを踏まえて将来においても持続可能な区域を検討し、防災減災に資す

る各種方策として防災指針を作成するという部分を追加したいと考えております。最後に、ネットワークの部分になります。基本的な方針は変わりませんが、バスロケーションシステムにつきましては導入されたため、基本方針から削除したということでございます。

12ページをご覧ください。先ほどご説明いたしました基本方針の防災の部分です。安全安心に暮らせるため、持続可能な都市構造を確保するための方策として、今回防災指針を新たに作成して参ります。地域防災計画などの既存計画と連携して取り組んで参りたいと考えてございます。防災指針を作成することで、各種災害に対して被害を最小化するための防災・減災対策に加え、居住等の誘導を図る地域の安全を確保しつつ、都市のコンパクト化を進めるものでございます。

13ページをご覧ください。第1回部会での意見要旨でございます。立地適正化計画の評価指標については、実現可能な目標値への見直しが必要であるとのご意見や、社会情勢の変化に対してはできることとできないことを明確にし、地に足をつけた計画となるようすべきとのご意見。また、今回の見直しにおいての枠組みを明確にし、的を絞った検討ができるようにというご意見をいただきました。

14ページをご覧ください。第2回検討部会では、主に防災指針の方向性に関してご意見を多くいただいております。具体的な内容につきましては今後検討して行くようになりますが、既存の防災に関する施策と齟齬がないよう、また、市民理解が浸透していけるような防災指針になるよう検討して参ります。

15ページをご覧ください。最後に、今後の部会での検討内容案でございます。第3回、第4回の部会では居住誘導区域の見直し案、防災指針の中身について検討していく予定でございます。以上で、長野市立地適正化計画改定検討部会の報告についての説明を終わります。

○議長 ご説明ありがとうございました。長野市立地適正化計画改定検討部会の途中経過として、7回あるうちの第2回目までの進捗状況についてご説明いただきました。今回の改定は中間の見直しで、社会情勢の中で改定していかなければならない部分について改定するというところで、本格的な改定、見直しというのはさらに5年ごとということになります。そして、今回は防災指針の検討が非常に大きい。それから評価指標、成果指標ですね。これを実態に合わせた、要するに立地適正化計画の評価、立地適正化計画の集約化の指標にふさわしいものを追加していく。これを今後検討していくということでした。まだ2回ということで、今までの2回のまとめを報告いただきましたが、まだ5回あります。その中で今後検討していただきたいこと、あるいは検討にあたって質問などございましたらよろしく願います。いかがでしょうか。

○委員 一昨年の災害を踏まえながら、特に見直しと申しますか、そういったことを検討されたと思っております、それは評価をさせていただくところです。説明いただいた部分で、特に冒頭にありました立地適正化計画が、将来においても持続可能な都市経営を可能とする考え方であるから、私がこれから言うことはそこに該当しないかと思うので

すが。今日の説明は理解をしております。

やはり長野市が合併をして広がっていて、いわゆる都市部ではないけれど、特に合併されたところの例えば中条、大岡、七二会、戸隠も含めて、そこは都市じゃないから該当しないという理論にはならないと思うんです。さっきの都市計画マスタープランで言おうかなと思ったんですけど、やはり長野市全体で長野市でありますから。すべての中山間地まで入れるわけにはもちろんいかないけれど、これから人口減少になるということは税収も減っていくわけです。失礼な言い方になりますけれども、山の中腹に1軒、2軒って家があるじゃないですか。そこに社会資本整備を進めているわけです。これは僕の主観ですけれども、将来そこまでは無理だと思うんですよ。そういったスタンスからも、そしてまた、今日の説明の中にもあった長野市全体を含めてのことだと理解しておりますけれども、安全安心を担保していくためにこういう計画を進めているわけでありますから。そういった地域の皆さんの部分は横に置いちゃいけない、こういった考えがあるんですよ。ただ、いろんな手法として、区画整理事業や土地の開発をやったり、そういったいろんな国の補助金等が該当しない部分もあるから、今ここで言うべきかどうか、ちょっと迷ってもいるんです。でも、大きな将来、長野市の安全を考えて、発展を考えて、今やっているわけでありますから。ぜひそういう中に、中山間地のあり方というのを。それはここの審議会でも検討することじゃないかもしれない。国の方針も変えなくてはいけないかもしれない。でも、そういうことはどこかで言い出して、努力していくことによって国土保全という国の大きな大黒柱があるわけです。ですから、そういったところも今後検討していただけないかなと思ひ、少しご所見をお聞きしたいと思うんです。ちょっと的が外れているかもしれませんが、非常に心配なんです。こういう説明を聞くとね、中山間地は取り残されちゃう。

○議長 ありがとうございます。事務局の方から何かございましたらよろしくお願ひいたします。

○事務局 はい。委員さんのおっしゃるとおりです。長野市が全体の中で動いております。ただ、こんなことを言ったら委員さんのおっしゃったことと逆のことになるかもしれませんが、この立地適正化計画は、街の方の計画で、街の力を残しましょうという考えです。街がしっかりしていれば、その周辺に住んでいる人は街へやって来れる。街へ買い物に来ることによって、日常生活を不足なく暮らせるような体制を、街でとっていくという形の計画であると考えています。なので、中山間地域を見捨てるとかそういう計画ではなくて、街は街でしっかりやっていきましょう。そして、街へ行くには公共交通機関等で、ネットワークで繋がっていければということで考えていけるのではと考えております。

○委員 ありがとうございます。ですから、都市計画の観点で言っているのです。だから、私はここで言っているものかどうなのかとさっき言いましたよね。でも、例えば今日の資料の3ページ。長野駅の中心とか篠ノ井とか、エリアを作ってくれてあるじゃないですか。いわゆる公共交通云々は、たまたま今、長野市議会でも公共交通の特別委員だからそ

ここでいろいろ議論させてもらっているし、今日は触れませんが、やはり私の思いからすれば、鬼無里も全部、中条も全部と言っているわけじゃないですよ。中条であれば、地すべり地帯もありますから。そうでない、安定している部分に降りておいでよと。そこを1つのエリアにしてもいいんじゃないだろうかと。当然そこには道路整備もし、幹線道路のわきに集まってもらってね。集まってもらうっていうのは、やっぱりお金がかかるわけでありまして、都市部でいけば区画整理事業をすればいろんな補償金も出ますよね。だけど、山じゃ出ないわけだ。だから、これは国も動かないと出来ないねということのをさっき私は言ったつもりでいるんだけどね。だけどそういうところの、これは長野市だけでなく日本全国そうであって、中山間地の安全を担保していくにはそういう事業も考えていかなければ当然無理だと私は思っているんです。だから、こういう都市部の皆さんだけ良ければいいという気持ちで言っているわけじゃなくて、資料3ページの集落、モールといいますか、これだけ広い長野市ですから。これももうちょっと増やして、山の方にも安全なところへその拠点を作ってくれていいんじゃないかと。まさに今度は安全度が上がるわけですよ。今、中腹に住んでいる皆さんは下へ降りてきて、命は担保できる。山はどうするのかといえば、そこは林道整備でいいわけですよ。それで山を守ればいいわけです。もちろんこの審議会で議論する内容ではないかもしれないけれど、やはり幅広く考えていくことが、長野市全体のためになると。ですから私は、何かこの資料の中にも広い長野市、上手には言えないけれど、そういった気持ちも触れておいてくれるといいんじゃないだろうかと。それが将来につながっていくんだらうと、そういうふうに思っております。もし、ご所見がなければ要望でもいいのです。

○事務局 ありがとうございます。ご指摘のとおりでございます。この立地適正化計画につきましては、あくまでも都市計画区域ということで設定しておりますが、長野市都市計画マスタープランについては当然、いわゆる中山間地も含めた形のまちづくりという位置付けもございます。具体的には、先ほど申し上げたアクションプランという形で作っておりますが、中山間地は、やまざと振興計画を策定しており、見直し、ちょうど改定の時期だと思っております。その中でも、人口減少してくっていくのはかなり加速度的になってはいるとはいえ、中山間地も全く同じ状況にある中で、中山間地においてもやっぱり効率的な生活、要はコミュニティが維持できるようなものが必要であろうという考え方は当然であろうかと思っております。なお、そちらについては長野市の総合計画、一番の上位計画がございますので、それに基づいてやっていきます。今回は、都市計画マスタープランにおけるアクションプランの立地適正化計画ということですが、同じようにやまざと振興計画で中山間地についてのあり方やまちづくりについて、位置付けを検討されると考えております。以上です。

○議長 委員さんのおっしゃりたいことは、立地適正化計画のフレームはよくわかってると。そうではなく、その中山間も含めた形で広い形で検討していただけないかという中で、事務局の方からやまざと振興計画のお話がありました。そのやまざと振興計画の中に、都市整備も関わっているかどうかをご説明いただければいいんじゃないかなと思っております。

○事務局　　今ご指摘ございましたやまざと振興計画につきましても、生活中心地の位置付け、都市計画マスタープランの中に中山間地における既存のコミュニティについても位置付けがなされております。やまざと振興計画の改定については私も会議へ同席し、その目標等についての調整はしているところでございます。

○議長　　よろしいでしょうか。

○委員　　集約型都市構造の中でも人口の関係、都市機能の関係、公共交通の強化というのが出てきてると思いますが、先ほどの11ページのところも鉄道やバス車両のバリアフリーとIT、バスロケーションシステムは導入済みでもう消してありますが、公共交通がより使いやすくなる既存の交通ネットワークの活用を図る、となっているかと思うんです。

先般テレビで、列車がバスになるっていうのを見られましたか。列車で来ていて災害となった際、車両の下からタイヤが出てきて、そのまま横へ動かせる。細かくは見なかったのだけど、そういうことも今出来てきている。世の中が変わる中で、いろんな災害、例えば上田の橋が落ちてしまい活用できないときも、今ある車両を使えばいろんなとこに動かせる、多分これからはそういう時代が来るんじゃないかと私は思うんです。ですから是非、資料の3ページの部分もそうですが、いろんな地域を動くためには列車だけではどうしようもない。バスだけでもどうしようもない。それを併用したものが出来てくる素地があるのであれば、そういうことも是非、公共交通も含めながら一緒にやっていく。5年、10年で出来るかどうか分からないですけど、でも逆にいうと20年後にはそうなってるかもしれない。逆から見ながら発想していくってことも、そろそろ大事なときに来てるんじゃないかと。他府県でそういうものが出てきている事例は、はっきりとテレビ放映でやってましたから。是非そういうことも集約しながらやっていただければと思うんですが、ご意見あれば教えていただければ。

○議長　　おそらく、徳島のデュアルモードビークルのことだったかと思います。

○事務局　　はい。私はそのテレビは見てはおりないのですが。委員さんのおっしゃるように、バスロケーションシステムの導入という項目は、もう導入されているので赤線で消させていただきました。IT技術については、これも進んでおり国の方もいろんな社会実験を進めてきてる中で、例えば自動運転であったり、デマンド系のタクシー、バスといったものも、ITの技術を使って新しい交通システムとして今後発展していくんじゃないかなということもある程度予想されております。我々もそういうことは視野に入れながら計画を策定し、今後の考え方についてもまとめていきたいと思っております。ありがとうございます。

○議長　　ご意見ありがとうございました。そのほかにもございますでしょうか。

○委員　　すいません、14ページのところの主な意見というところで、非常に大事なことではあるんですけど、衝撃だなと思うのが⑤の部分なんです。やはり近年の災害、東日本台風災害等もあり、このような中で1つは誘導区域を外すという考え方、もう1個の黒ボツで避難所等を高台というか、高いところに避難所作ってそのまま誘導区域とするということが意見としてあったということなのですが。これはやはり大事なことではあるんだけど

も、現在住んでる人たちからしてみるとここは危険だと言われるような部分もあって、慎重な議論が必要だと思います。また、避難所の整備というの、居住人口皆さんが避難していただける施設を作っていただければそれは最高なんですけれども、現状としてそれを建設するのは無理であろうでしょうし、そこに人を配置するというのも不可能に近い部分がある。なので、やはり長野市としても分散避難っていうのを呼びかけているという部分があるかと思えます。ですので今後の改定の際、この部分の検討にあたっては、誘導区域をそのままとするか外すかといったところをどのように考えているかお聞かせください。

○事務局　　まさに我々も、居住誘導区域をどうしていくかというのは非常に悩ましい部分でございます。一方、防災指針を作る目的としましては、災害のリスクを改めて確認していただきたい部分もございます。今住んでいるところが安全か、逆にいうと完全に危ないかといった考え方だけではなく、いろんな災害がございますので、例えば水害であればどの程度の雨が降れば自分の家が危ない状況になってくるのか、そういったことも含めてです。このような情報をうまく発信することによって、早く避難でき、人的な被害がないから居住誘導区域に残すか。また、そうは言っても災害が頻繁に起こるような地域については今後、居住誘導区域として入れていくのは危険といいますか、少し難しいかなと思う部分については居住誘導区域からは外します。しかし、市街化区域はまだ外さないで、こういう災害がありますということをよく認識していただきながら住んでいただくという方法も検討しなければいけないだろうと思います。部会でもその辺りの考え方について、非常に難しいと考えております。なかなか難しいところですが、検討して今後まとめていきたいと考えてます。

○委員　　ありがとうございます。やはり、ゼロリスクっていうのはなかなか厳しいかと思えますので、リスクをどのように感じながらもそれをどう回避していけるかが大事だと思います。また、マイタイムラインですとか個別避難計画とか、その辺をもし今後このようになった場合は、考えていただきながら丁寧に進めて検討していただきたいと思えます。

○議長　　ありがとうございます。その他にいかがでしょう。

○委員　　よくわからないので確認していただければと思うのですが、資料3の5ページ、予想された人口減少というところ。現在令和3年なんですけど、社会的増減と自然イベント、現実の状況からいくと令和3年の状況でこの推計がなから合ってきているのかというのと、それからもう1つ。先ほど言われた災害との関係で、32の行政区に分けて人口の変化等について出てくる、特に災害との関係ですね。委員の方で、不動産取引業の方もいると思うのですが、そういう人たちの関係で。今回の災害の関係でどういう人口変化になっていくのかということ。それから合併町村の人口減少の状況の件。あと都市計画のところ、資料1-6の都市拠点ということで一定の周辺計画があるが、余りにも大ざっぱでは。JR今井駅周辺で「今井ニュータウン等の高層集合住宅による高い人口集積があることから居住地の駅前にふさわしい、地域に親しまれる生活拠点を形成を図る」と書いてあるだけなんです。それで言って申し訳ないんですが、前回の2月10日の資料で見ると、長野地区、篠ノ井

地区、松代地区、北長野地区のところでも誘導施設ということで教育関係がそれぞれ出ているわけですが、確かに大学誘致ができればいいですけど、現実には人口減っていく中でそう簡単にはいかないと思うんです。それとの整合性というか、計画等の中身についてどう意見が出ているのか、その辺がわかれば。

○委員 お願いします。

○事務局 いくつか出ましたので、まず最後の施策の内容についてはまだ意見等を求めておりませんので、そこについては時点修正といいますか、先ほど説明させていただいた部分で、社会情勢の変化に合わせた見直しの部分と考えております。人口の推計ですが、こちらに出している人口推計は28年で策定しております。令和3年度となると、出している数値との整合について、全体の人口の流れとすればそんなに差はないと考えてます。ただ、32住自協（住民自治協議会）で調べているものとなりますと、通常の国勢調査等では数字を出しておりませんので、例えば、マスタープランの地域ごとに人口等を集計したものを作っております。これは長野駅周辺ですが、この辺りは想定以上に人口は減っていません。ある程度純粋に人口が維持できております。右側に人口の増減、左側に人口全体の人口が入ってます。こういった形では集計はしておりますが、データの量が多いので本日全部お見せすることは難しいです。例えば合併地域ということだと、毎年かなりの人口が減少しているというものが右側です。戸隠、鬼無里、飯綱といった、北部山間地域ということでマスタープランの中で分けております。平成22年から令和元年でございしますが、その10年の赤いグラフを見ていただきますと、8,791人から6,926人ということで、2,000人程度の人口減少が見られるというものです。我々もこういった資料について様子を見ながら、今後のまちづくりを考えております。また詳しい資料をとということであれば、別途見ていただければと思います。他にどこかご覧になりたいところはございますか。

○委員 要するに、全体の人口が20%減少して現状の中で、そのまま推移されているのかどうかというのを聞きたいということと併せて、20%減少の中でも地域によって大きく違ってくるということだと思うんです。今回の災害、さっき出たように篠ノ井、松代、豊野、長沼で災害があったわけですけども、それとの関係で今後の人口がどうなるのか。それと、街づくりをどうするのかということと併せながら、中山間地ですね。さっきお話あったと思うんですが、中山間地でも人口減少になっていく中で、街づくりをどうするのか。細かくやっていくのか、それとも3つか4つ、大きな長野駅周辺、篠ノ井、松代、北長野といった大きな4つのことだけで終わらせちゃうのであれば、長野市全体のことからいけばちょっとまずいんじゃないかなと。それぞれの地域で住み続けられるような計画を立てる。どういう形でやっていくのかということも考えていかなくはいけないんじゃないかなと。

○事務局 都市の立地適正化計画といったものは、都市の中で核となる部分、まちとして人が集まったり、集うような場所の計画でもあるんですが、もちろん委員さんのおっしゃるように、周辺の地区単位とかのまちの形成といった今まで村や町で形成してきた部分の

人の営みであったりまちづくりであったりというのは非常に大切なまちづくりの要素ですので、当然そういったものも考えながら、こういった計画を策定していくのはもちろんですね。そして、その中で、まちの一番のにぎわいとなるような核の部分は核の部分でしっかりやっ
ていこうというような計画で考えておりますので、またよろしくお願ひいたします。

○議長 ありがとうございます。まだまだお聞きしたいことや、意見等あるかと思ひますけれども、部会の方はあと5回ありますので、今日このぐらひにしましてもしご意見等ございましたら、事務局にお伝えいただければと思ひます。よろしくお願ひいたします。

では次の調査事項エにつきまして、都市計画道路見直し検討部会の高木部会長様にお越しいただいております。高木部会長様、本日はよろしくお願ひいたします。それでは、調査事項エの都市計画道路見直し検討部会の報告につきまして、事務局の方からご説明よろしくお願ひいたします。

○事務局 それでは調査事項エの、都市計画道路見直し検討部会の報告について説明させていただきます。改めまして、都市政策課の鈴木です。よろしくお願ひします。まず初めに、資料の確認をお願ひします。事前に送付させていただきましたものが資料4-1から4-4まで。本日お配りさせていただきましたものが参考資料4-1で、全部で5種類になります。よろしいでしょうか。

それでは内容の説明に入っていきますが、お手元には資料4-1をご用意ください。正面のスクリーンにも表示しますが、お手元と見やすい方をご覧いただければと思ひます。スライド番号は2です。今年度4月1日付で部会員の異動がありましたのでご報告いたします。表の最下段、長野南警察署の笠井直樹委員に代わりまして、河野正委員が後任を務めておりますので、ご報告いたします。

続いてスライド番号は3、これまでの経過と今後のスケジュールについてです。昨年12月に第1回の検討部会を開催し、前回の第78回の都市計画審議会において報告をさせていただいております。その後、3月末に第2回の検討部会を開催し、主に都市計画道路の見直しに関して、長野市の考え方や方向性を改めて整理し、それらの考え方を各路線、各区間の評価をするための指標や基準として反映できるよう、検証する項目や手順を設定しました。第3回、第4回の検討部会では、それまでの部会の中で出た意見をもとに、評価の指標と手順を見直し、それまでに表現しきれい
ていなかった長野市の考え方や方向性を表現できるような指標の設定に努めて参りました。特に第4回の部会では、各区間、路線ごと、ネットワーク全体としてそれぞれ評価する一連の作業を一通り実施し、見直しの原案となる候補路線の抽出作業までが概ね完了しました。現在、評価結果の詳細について確認をしている状況です。本日の審議会においてはパブリックコメントに向けて、案の作成状況の報告と、パブコメで公表する案についてご意見いただければと考えていますので、よろしくお願ひします。本
日いただきました意見を整理した上で、7月27日に予定しております第5回検討部会において、パブコメの実施に向けた最終調整を図る予定です。パブコメの実施期間は、8月25日（水）

から9月17日（金）までを予定しております。具体的な実施方法については、今後の検討部会等で詰めていく予定です。第6回の検討部会ではパブコメの結果を整理し、対応を検討後、最終的な見直し案を作成し11月頃に予定しております第81回、次の次の都市計画審議会において最終的な見直し案の報告、答申をするようなスケジュールで考えております。

次に、スライドの4番をご覧ください。見直し路線を決定するまでの流れについてです。まず1つ目の枠ですが、第81回の審議会において部会から、今回の見直し作業によって廃止や変更することを検討すべき路線や区間はどこどこですよということを示させていただきま。その中から、審議会において本当に廃止や変更をする方向でいいのかどうか、どこから順に手をつけていくべきなのかなどのご意見いただきます。実際の動きとしては、来年度以降になるかと思いますが、次のステップとして、対象となった都市計画道路が関わる地区の住民自治協議会と相談の上、住民の皆さんへご説明に上がりたいと考えています。そのあとのステップとなりますが、住民の皆さんから賛否両論の様々なご意見いただくかと思。いますので、それを整理して、改めて審議会にご報告させていただければと思います。最後のステップで、廃止だとか変更だとかといった法的な手続きに入っていくようになります。今後の動きとしてはこのような流れで考えております。それでは見直し作業の内容について見ていきたいと思。います。

スライド番号は5、お手元には資料4-2、都市計画道路見直しの素案をご用意ください。ページめくっていただいて、4ページです。右下の凡例にあるとおり、整備済みの都市計画道路は黒で、現在事業中の区間については赤で表示をしております。今回この2種類は、見直し作業の対象外としまして、概成済みのオレンジ色と未整備の青色を対象として作業を進めております。なお、概成済みについては計画決定された幅員はないものの、概ねそれに近い幅で現道がある区間とし、未整備については現道があっても、計画された幅員にはほど遠い区間、もしくは全く現道がない区間としています。対象の路線が59で、これを主要な交差点や整備の状況などによって、さらに分割した199の区間を対象としております。

続いてスライド番号は6、資料4-2は5ページご覧ください。道路の機能分類です。こちらは、各道路を評価するにあたって、道路が持つ役割や機能などを明確化するために分類、整理したものです。表2-1の都市の骨格となる道路かどうかですが、分類するための基準としては、都市計画マスタープランやパーソントリップ調査などにおいてその位置付けがあるかどうかで判断をしています。その他の道路機能としては、商業や住宅地区の活動の中心となる道路かどうか、歩行者や自転車の安全確保に繋がる道路かどうか、観光を支援する機能があるかどうかなどで整理をしております。表2-2では、道路の幹線としての機能について定義付けをしております。先ほどの都市の骨格をなす道路かどうかの結果をもとに整理してございます。都市軸や広域連携軸を形成する道路は主要幹線道路、それ以外で都市の骨格をなす道路のいずれかに該当する道路は幹線道路、いずれにも該当しない道路は補助幹線道路に位置付けております。

次に、スライド番号は7、資料4-2は45ページになります。候補路線の抽出作業について、作業の流れをフロー図に沿ってご説明いたします。大きく3つの作業で構成されております。1つ目の枠ですが、先ほどの対象路線すべてに対して、まずは区間別に道路の機能を検証・評価します。評価指標としては、都市計画道路の必要性について5つの観点から15の指標、代替性の評価指標では2つの指標、実現性の評価指標では5つの指標を設定しております。その次の2つ目の枠ですが、先ほどの評価結果に応じて機械的に振り分け作業をします。その結果、事業の実施にあたって特に課題がない区間、課題はあるが道路としての必要性が高い区間、課題があり道路としての必要性も低い区間の3つに振り分けられます。その後、3つ目の枠ですが、路線及び道路ネットワークとしての繋がりを評価するために、総合的な検証を実施します。ここでは5つの評価指標、上位計画との整合だとかコンパクトプラスネットワークの考え方に沿うものかどうかなどに対して検証し、暫定見直し案として存続候補、変更候補、廃止・変更候補、廃止候補の4分類に振り分けをします。その次の交通需給バランスの検証では、交通シミュレーションを実施し、暫定見直し案をもとに廃止や変更などをも、本当に大丈夫かどうかを確認しております。この確認後、最終的な見直し原案として候補路線を抽出するという流れになっております。この後、個別の評価指標、基準についてご説明していきたいと思っております。

スライド番号8から、資料4-2は16ページからです。まず、必要性の評価指標についてです。表の3-1になります。都市の環境に寄与する機能ということで、3つの指標を設けております。1つ目が土地利用緩衝機能として、都市計画道路の両側に異なる用途地域を持つかどうか。2つ目は歩行者の安全性確保機能として、鉄道駅や学校から500メートル圏内に位置するかどうか。3つ目は自転車の安全性確保機能として、長野市の自転車ネットワーク計画に位置付けがあるかどうかです。

続いて、防災機能では4つの指標を設定しております。1つ目が消防活動困難地域の解消機能で、緊急車両の往来を考慮し、2車線確保されている道路から140メートル以上離れた地域を通過するかどうか。2つ目、スライド番号は9、資料4-2は17ページになりますが、緊急輸送路としての機能で、長野県及び長野市の防災計画の中で位置付けがあるかどうか。3つ目が避難支援機能で、広域避難場所と第一次避難場所から500メートル圏内にあるかどうか。4つ目が延焼遮断機能で、計画幅員が12メートル以上あるかどうかです。

次に、収容空間機能としまして、1つ目の指標が電線共同溝の収容機能で、電線地中化計画のある区間かどうか。2つ目が公共交通運航支援機能で、現道が今のバス路線になっているかどうかです。

続いてスライド番号は10、資料4-2は18ページです。市街地の形成を促す機能ということで、1つ目が土地利用誘導機能です。こちらは、立地適正化計画の都市機能誘導区域内に位置するかどうかと、都市計画道路に沿って用途地域が設定されている区間かどうかです。2つ目が開発計画支援機能で、土地区画整理事業など面的な整備計画に関わる道路かどうか

です。大きな括りとしては次が最後になりますが、交通ネットワーク機能についてです。1つ目が幹線道路機能で、先ほどの幹線機能分類において主要幹線道路、もしくは幹線道路に位置付けられるかどうか。2つ目が将来交通需要で、1日あたり4,000台を基準に、それ以上かどうか。3つ目が連続性確保機能で、わずかな未整備区間の整備により、すでに整備された前後の区間が接続されるような区間かどうかです。以上が必要性に関する評価指標で、大きく5つの観点から15の指標を用いて検証しております。続いて、代替性の評価指標についてご説明いたします。

スライド番号は11、資料4-2は19ページです。代替性の指標は2つです。1つ目は、代替路が近傍にあるかどうか。基準としては、市街化区域内では500メートル圏内、市街化調整区域では1キロメートル圏内に起終点をほぼ同一とする現道があるかどうかです。これに加えて、代替路となり得る現道の幅が十分に確保されているかどうか、歩道の有無なども考慮の上で判定をしております。もう1つの指標が現道活用の可能性です。現道の幅が用途地域ごとに定めた基準以上あること、かつ将来交通量が12,500台未満の現道は活用できると判断しております。なお、代替性の評価指標については、どちらも交通ネットワークとして見た場合にボトルネックとなるような橋梁区間については、替えが効かない区間であるため、評価の対象からは外しております。

続いてスライド番号は12、資料4-2は20ページです。実現性の評価指標では、5つの指標を設定しております。1つ目は自然環境保全としまして、風致地区や自然公園など、自然環境を保全するための地区を通過するかどうか。2つ目が歴史環境保全としまして、伝統的建造物群保存地区などの区域や、文化財を通過するかどうかです。3つ目が既定計画幅員として、将来交通量をもとに15,000台を基準として、2車線で計画されているかどうかと、計画幅員が12メートル未満かどうかです。4つ目の指標が道路構造令との適合性で、現行の道路構造令をもとに実現性に課題があるかどうかを見ています。具体的には縦断勾配だとか、交差点の処理、交差角などをもとに判断をしております。5つ目がコンパクトシティの形成に関する指標です。こちらは市街化調整区域を通る区間については、その整備に伴って、さらなる市街地の拡大を招く恐れがあるとして評価をしております。

スライド番号の13、資料4-2は21ページですが、こちらは代替性の評価と実現性の評価の基準としました道路の幅員構成について補足説明するものですので、併せてご確認ください。ここまで各指標についてご説明させていただきましたが、言葉だけではなかなかイメージがつかないかと思っておりますので、資料4-2の22ページから43ページまでをご覧ください。いずれのページでも結構ですが、先ほど定義づけをした各指標について、その区間が該当する場合は赤色で表示をしております。各指標で、それぞれの区間がどう評価されたのかについては資料のボリュームがかなりありますので、また後程詳細をご確認いただければと思います。

次に、スライドは14、資料4-2は47ページをご覧ください。道路網としての総合的な検

証の指標についてご説明いたします。前回の審議会では、その時点で想定している指標を提示しただけでしたので、今回はその内容について、実際どういった基準を設けたのかご説明いたします。総合的な検証については、ここまで区間別の評価結果がございますので、それと全く異なる方向性の評価もできません。このため、ここまでの評価結果に応じた判定をするようにしております。まず1つ目の指標ですが、上位・関連計画との整合ということで、マスタープラン等に位置付けのある区間かどうか。2つ目が、コンパクトプラスネットワークで、立地適正化計画との整合や都市内拠点間を連絡する道路であるかどうか。3つ目が既存ストックの活用ということで、代替性がある区間かどうか。4つ目の評価指標ですが、こちらは実現課題の検証としまして、実現性の課題に対して多少の幅員やルートの変更などで、それらの要因が回避できるかどうか。5つ目は事業の連続性、路線としての繋がりを評価する指標となっております。前後区間の状況や評価結果に応じて、例えば廃止することで路線やネットワークとしての繋がりが途切れてしまったり、前後区間と異なる幅員構成でボトルネックになってしまったりする心配がないかなど確認しております。

最下段の交通需給バランスについては評価指標というよりも、ここまでの振り分け作業において間違っただけをしないかどうかの確認作業という位置付けになります。言い換えますと、ここまでの評価で都市施設の位置関係だとか、上位計画との整合だとか、都市構造の観点から振り分け作業をしてきておりますので、その振り分け作業によって本来必要とされる都市計画道路が廃止候補になっていたり、交通量が多い路線の計画幅員を狭くしてしまうような変更をしていないかを確かめる作業です。

次に、スライド番号は15、資料4-2は44ページをご覧ください。ここまですでに、廃止候補や変更候補などといった言葉を使っておりますが、改めて評価結果の分類についてご説明いたします。表3-7の区間別の方は言葉の通りですので、説明は必要ないかと思えます。道路網としての評価結果の分類については、その下の表3-9をご覧ください。上から順に、存続候補が現計画のまま存続することが望ましいと考えられる区間で、変更候補は、幅員の変更や部分的なルートの変更などを行うことが望ましいと考えられる区間。廃止・変更候補が、現道や代替路へ変更することを含めて検討することが望ましいと考えられる区間。廃止候補は、現行の計画を廃止することが望ましいと考えられる区間として表現しております。

こちらについても、言葉で説明してもわかりにくいかと思えますので、スライド番号は16、資料4-2は67ページをご覧ください。67ページの図ですが、こちらが現段階での見直し作業の結果です。凡例にありますとおり、青色が存続候補、緑色が変更候補、オレンジ色が廃止・変更候補、赤色が廃止候補です。また実線の区間が、ある程度の幅員の現道がすでに存在する区間で、破線で結ばれた区間は現道がない区間で、整備にあたっては道路を新しく作っていく区間になります。

本日は4種類に分けた評価結果をご提示させていただきましたが、このままですと一般の方にはわかりにくいかと思えますので、パブリックコメントの際にはより簡略化して、廃止

候補とそれ以外の区間として、2種類で提示するような形を現段階では想定しております。実際の提示方法については、今後の検討部会の中で詰めていく予定です。資料4-2についての説明は以上になります。

次にスライド番号17をご覧くださいながら、お手元には資料4-3をご用意ください。全体のフロー図でいうところの道路機能の整理にあたるのがこの資料です。1つ目の枠の部分にあたるのが、資料4-3になります。資料4-3の左側ですが、都市計画道路としての基本的な事項を整理しております。そのあと右に進むにつれて、先ほどご説明させていただきました、必要性の評価指標が15項目、代替性の指標が2項目、実現性の指標が5項目並んでおります。これらの各指標に該当すると、丸だとか三角が付きまして、これが全部で4枚綴ってございます。

こちらの詳細はまた後でご確認いただきまして、お手元に資料4-4、4-5を用意いただければと思います。こちらは資料4-3で評価した丸や三角の数を集計した結果と、それがネットワークとして評価した際にどのようにして最終的な評価結果となるのか、総合的な検証の作業の過程がわかるようになっております。最終的な評価結果については、どのような理由でそう判断したのかを一番右端に評価の概要として、路線ごとに記載してございます。資料4-3、4-4いずれも各路線、各区間それぞれに対して、皆さん思うところがあるとは思いますが、そこまでの作業を機械的に行い、振り分けた結果となっておりますので、ご承知おきいただければと思います。

最後に、本日お配りいたしました参考資料4-1ですが、こちらはこれまでの審議会と検討部会の中でいただいた質問や意見などを1つにまとめております。これまでの作業内容について詳細をご確認いただく際に併せてお目通しいただければと思います。

私からの説明は以上です。非常にボリュームが多くて大変ではございますが、ご意見、ご質問等いただければと思いますのでよろしくお願い申し上げます。

○議長 ご説明ありがとうございました。都市計画道路見直し検討部会の方は、もう4回まで進んでおります。今見ていただいたスライド3ページの通りで、こちらの審議会でも、パブコメに向けてのご意見等いただければということで事務局からご依頼がございました。委員の皆さんからご意見いただく前に、高木部会長様から何か補足することがありましたらよろしくお願いいたします。

○部会長 はい。補足というほどでもないんですが、都市計画道路の計画を何十年も前に作っていてその後、高度成長期が終わり経済的に留まりつつ最早人口が減少しているみたいな、大幅に変わっている社会状況の変化を受けて1度決めたものをやらなきゃいけないというものではないでしょう、ということで見直しをしてきたつもりです。今の説明を受けてまた、全体像を把握していただけてかつ、個別の1つ1つの区間のこともデータをお示ししているのでそれを見ながら、ここはこうした方がいいんじゃないなどご意見があればいただき、最後の検討に向けて進めていきたいと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。

○議長 高木部会長様、どうもありがとうございます。それでは、高木部会長様からのご依頼も含め、計画道路の見直しの案件につきまして何かご意見等ございましたらよろしくお願いたします。

○委員 23ページの「歩行者の安全性確保機能」で赤くなっているところは危ない地域なんですよ。そういう理解でよろしいでしょうか。

○事務局 今現在は、ない道路になります。周辺に学校等があるので、この都市計画道路ができることにより歩行者の安全や自転車の安全に繋がっていくといった評価です。

○委員 昨日、大きな事故が起きましたね。事故が起きてから慌てて道路を直すというのが今までの経過。だから、子どもさんたちに大きなことが起きなければ出来ないのかということが絶えず言われるわけです。それに地域から見ると、ここのところ直して欲しいというのが実質的にはたくさんありますよね。そういうのは、具体的に地域の中のことも含めて、こういう部分に入ってきているのかどうかだけ教えてもらいたい。

○事務局 すいません。今の質問ですけれども、地域の方の意見を聞いて決めているのかという意味では要望は入っていません。あくまでも機械的に、客観的な指標ということで、そういった要望等は入れずに安全性が向上するであろう、例えば学校が近いということは通学路等も重複してくる可能性があるのも、そういったものについて安全性が高まるだろうという観点だけで評価してます。

○委員 事故があったからってことではないんですけども、地域の親御さんたちや学校等を含めて、通学路は毎年4月など確認してはいるんですけども、その中にあってもそういうところをやはり少し見直していくということは考えられるのかどうか、教えてください。

○事務局 通学路の安全点検とかっていう形になりますと、これまた何ですが、部署が違うところで取りまとめをしております。都市計画道路となるとまたいろんな機能がありますので、通学だけではなく、例えば先ほども出た自転車のネットワークであったり、もともと車の方のネットワークも強いですがけれども歩行者の安全性も確保したり、公共空間としての確保もしたいということです。あとは都市の防災機能といった、機能も持っておりますので、そういったバランスをとりながら事業に向けて進めていきます。そのため、個別の安全は別としております。個別でここの交差点が危険とかいう部分であれば、そちらの方の安全点検の中で検討していくべきものであろうと考えてます。当然そういった要望が多くあって、長い路線で都市計画道路を整備していくとかなりの安全性が高まって、その他の機能も担保できるということになれば、またそういった事業についても事業化に向けて検討していくことはあるかと思えます。ただ、現段階の検討では入れてないというものでございます。

○部会長 そもそも、まずは客観的な指標から積み上げていこうということで出発したものですから。またこの後は、パブコメを経ていろんな意見をいただく中で再度練っていき、最終的に地域住民の方にご説明していただくという流れでいこうということで、この見直しが始まっております。よろしくお願いたします。

○議長 そのほかいかがでしょうか。

○委員 参考資料4-1の9ページの2-3が「歩行者安全確保機能：通学路の追加を要検討」っていうことで、今後検討するって回答になっていると思うのですが。

○事務局 これはここにございますように、人の集積するエリアとしての基準を設定ということでやってたのですが、これについて現段階では通学路を含めていないが今後検討すると、このとき回答してます。この後に、通学路、例えば学校から何メートルというような形で集積してるところ、学校等があってそこから何メートルという範囲を、いわゆる歩行者の安全機能の確保ということで追加いたしました。

○委員 資料4-2の10ページに広域道路ネットワークを形成する道路というのがありますよね。緑色であります。それが、15ページの幹線機能分類のところ、ほとんどのところは主要幹線、または一部幹線道路なんですけれども、1つだけ補助幹線道路になっているのがあるんです。母袋大豆島線ですね。なぜ広域道路ネットワークを形成する道路なのに、幹線道路以上ではなくて補助幹線になっているのか。確か3月に策定されたと思うんですが長野県の広域道路交通計画、たぶん10ページの広域道路ネットワークを形成する道路なんでしょうけれども。なぜこの母袋大豆島線だけ、補助幹線道路になっているんでしょうか。

○事務局 都市政策課の藤澤と申します。今、委員さんからお話いただいたのは長野菅平線の部分だと思います。若穂へ行く道路ですね。確かに10ページのとおり県の方でネットワーク形成すると位置付けており、広域道路ネットワークということでこの菅平線の部分は重要物流路線です。資料4-2の15ページで補助幹線路線で緑色になっているんですが、この部分については重要物流路線である路線であります。この見直しの仕方は例えば14ページですが、観光のところでも重要な路線と位置付けております。この幹線機能分類の中で幹線道路じゃないというところについて、評価そのものに大きく影響しているかどうか確認したいと思います。ただ、重要物流路線としては前回の部会でも県の方からも、この路線は重要だということでお話をいただいておりますので、15ページでは緑色ですが、あくまで重要な路線ということで今回の評価の中でも位置付けております。

○委員 主要幹線幹線だと評価が高いといった評価がありませんでしたっけ。そういう部分もありますしもう1つは、ネットワーク推計をするときに、これを幹線や主要幹線にしてないということですよ。ネットワーク推計の仕方がどこにも書いておらずわからないんですけど、もしかするとこちらに車を流す部分が少なくなっている可能性もありますよね。その結果、評価として変更見直しといった形になっているような日詰と風間の、ちょっとクランクになってるというか、まっすぐの計画のところだと思うんですけども。見直すというか、ちょっと精査していただくとありがたいかなと。これも多分、結果としては見直し候補、廃止変更候補になってますよね。県で広域道路交通というようにしたのにも関わらず、変更とか廃止しますというのは。これは私、実は気になっていまして、県から広域道路交通の試案を出されてここが入っていたときに、長野市さんにお聞きしたのかと県の方

には伝えたんです。長野市は今こうやって見直しているけれど、この部分はそのまま県の広域道路交通として位置付けていいのかと話をしたら県は、市に問い合わせたらいいよと回答を得たという話を聞き、私は不思議だなと思っていた。実行するのかなと思ったら、廃止変更になってるからちょっと驚いて質問させていただきました。

○議長 お願いします。

○事務局 ありがとうございます。この部分につきましては3月頃に重要物流路線ということで、作業の中で途中まで進んできたものを1度やり直しています。一部ミスプリになってる部分があったり、ここの13-2の路線については現道と新たに開ける都市計画道路と、どちらを検討していくのかということの意味も含めて変更候補、廃止、また現道利用となると廃止になるのか、変更になるのかということでいろんな検討が出てくると思います。この表示もわかりにくいので、今後の部会で確認し修正して参りたいと思います。

○委員 もう県の方は公表してしまっているんですね。それでいきなり、ここが候補です、って。パブコメは、廃止とそれ以外ということでしたが、廃止変更のオレンジはどっちに入るんですか。

○事務局 廃止変更も「それ以外」の方になりますので、廃止候補の赤いものだけが目立つようになり、それ以外の色のついたものは白色で「未整備の道路」ということで表示をするような形を考えてます。

○委員 ということは、パブコメの時点で廃止変更っていうものはもしかしたら廃止もありうるような道路も、パブコメでは廃止候補とは言わないということですか。

○事務局 そうです。

○委員 それは少し問題ありませんか。パブコメが終わった後で、廃止変更のところはやっぱり廃止になると決まったときは、またパブコメをやり直すということですか。

○事務局 その部分については、今回の廃止案には載せない形ですので、概ね5年ぐらい経った時に、改めて都市計画道路の見直しを再度かけていく際、その路線の評価がどうなっているかということになるかと思います。今回は廃止候補ということですよ。

○委員 廃止変更候補というものは5年間はそのままいくという形ですか。

○事務局 そうです。

○委員 なるほど。わかりました。

○議長 今回は廃止のみ説明ということでございますけど、よろしいでしょうか。最初の方の説明でもありましたが、非常にリンクがたくさんあり精査をしてる最中ということでございますが、改めて間違いのないよう再度精査していただければと思います。そもそもが位置付けが間違っているということがないようにしていただけたらと思います。例えば、幹線であるのに補助幹線にしてしまっているとか。そのあたりは間違いのないようにしていただければと思います。その他いかがでしょうか。

○委員 はい。これだけ膨大ですからね。今ここでこれはどうだろうとはとても言

えるものじゃないですけども、基本的な考え方を聞かせていただきたいと思います。

資料4-2の26ページに道路の番号が振ってありまして、資料4-4の判断、検討結果についてであります。道路は中御所平林線というのかな、40-1から3までは廃止候補ということであります。これはそういう判断ですからとやかく言うものじゃないですが。それで40-4から平林へ上がっていく道は存続候補、これもこれでよろしいんですが。ただ、そういう判断をした場合、この40-1、2、3の下には10年ほど前に栗田安茂里線が完成していますよね。そうすると、東通りにおける40-4の変更や道路の幅員が十分か否かはわからないけれど、これを仮に変更して繋ぐことによって安茂里から平林まで直通的な道路、いわゆる周遊道路的になるわけですよね。今、東通りの交通量はすごいですよ。東通りに入って少し上がってまた平林行くと、右折レーンがつかれなくて困っているのが、東通りでありますから、こういうところも一緒に見直しをしていただかないと効果は出ないかなと思ってますが、その辺りの考え方をお聞かせいただきたいと思います。

○事務局 都市計画道路を整備するにあたって、一番問題になってくるのが変更した場合、それが事業化に繋がるような変更になることです。そのため、今回の都市計画道路の見直しを進めるにあたっては、先ほど高木部会長の方からもおっしゃっていただきましたが、1つの考え方としてまず、全体の道路計画を昭和44年に作っております。計画当時想定していた、人口が増えていくような、まだこれからも増えていくような、そういう計画とは違ってこれから人口が減っていきます。まちもどんどん拡大するわけでないという中で今後、必要のない道路や、当時計画を決定した時に、あまり重要視されていなかったようなこと、例えば文化財の保護等といった観点を基に、実際どこが都市計画の全般的な考え方の中で必要な道路なのかというのをまず拾い上げ、その評価の中で低いものを廃止にしていくという考えでやっております。その他の、こういう道路とこういう道路を組み合わせる変更となりますと、道路計画が入るのでまた新たに土地利用の規制とか、建物を建てることといった、ある程度の規制が入ります。そのため、実際にその道路を整備できる段階に入った時点で具体的な変更をかけていきたいと今のところ考えております。

○委員 現段階ではいろいろな規制等で、新たな課題が生じるからなんだけれども、先ほど私が言ったようにこの道路ばかりじゃないですよ。全部見たらあちこちにあると思うんですけども。将来はそれはまたその先で考えるんだと、こういう認識でいいんですね。

○事務局 ご指摘の通りでございます。今回廃止候補ということで見直しをかけていて、以前から都市計画審議会委員の皆さんにご意見をいただき地域の方にもご説明し、この路線だけでなく同じようなご指摘があらうかと思っております。それで、実際に都市計画の変更手続きとなると当然その段階でも、じゃあ接続をどうするんだということも含めた形になるかと思っております。今はこの数値や客観的な指標を基に道路網としての見直しをかけていくということで今回、ご指摘のあった路線については代替性がある道路ですとか、そういう課題に基づいて候補にさせていただきます。機能そのものや既存の道路とネットワークについて

は、今まさにご指摘をいただいたようなことも含め、地域の方からご意見もいただきながらまた検討して、実際の廃止あるいは変更手続きの時に反映させていきたいと考えております。

○委員 嫌なこと言うかもわからないけれど、廃止路線だけの資料が欲しいです。それはできないですか。そうしないと小さすぎて分からないので。

○事務局 廃止候補だけというのは。全体を見て客観的にやっておりますので、またパブコメとかそういうものをやっていく中で判断していきます。わかりにくいようであれば、これを少し拡大したものを現段階の資料ということでお出しすることは可能であります。それだけという形よりは、全体を見る中でご覧をいただいた方がいいかなと考えております。

○委員 うん。今全体で説明いただいたんだけど、問題は廃止路線をどうするかということですよ、その他になるわけだ。さっき言われたように、その他については5年で計画を考え直すってことだから。今回大きな問題とすれば、廃止が妥当かどうかという判断をするわけです。そうすると、その資料だけに特化してもらった方が私らとしては、いや私らって言っちゃいけない、他の人はどうか分からないけど。私としては、地図に余計なことまで全部書かれてるより、わかりやすくしてもらった方が見やすい。

○議長 何か事務局から、いかがでしょうか。

○事務局 今後、パブコメはこの全体の枠で話をしていきたいと考えており、先ほどもお話をさせていただきました。色を廃止路線だけにした地図で、廃止路線と現状残る都市計画道路の色にしてお出ししていく形でパブコメを実施していきたいと考えております。お手元の資料4-2、先ほど見ていただいたのが67ページですが、その部分を少し拡大したものが68ページや69ページです。まずはこのぐらいのサイズで見ていただこうと考えております。その後、ある程度ご意見いただき具体的に廃止路線については、それぞれの路線のカルテのようなものを作りますので、そのカルテで見ていただく形になるかと思っております。まだ今の段階でお出しできないので何とも言えないのですが、今後見ていただければと思っております。

○委員 パブコメかける前に少なくとも私とすれば、委員の方にね。カルテを作るということであれば早めに、この廃止部分だけでもいいから特化したものを出してもらった方が私からすれば判断しやすい。

○事務局 はい。どのような形にするかということはこちらで検討させていただいて、別途そういう形でわかりやすいものをお示しする必要があると考えておりますので、また検討して参りたいと思っております。

○議長 他によろしいでしょうか。

○委員 すいません、先ほどの委員さんの話とちょっと関連するんですけども、廃止変更候補っていうのはちょっとわかりにくいと思しまして。先ほどの菅平線13-2については、現存の県道を改良して使うのか、それとも新たなというか、この都市計画道路線を残すのかというのがあるのもわかるんですけども。例えば、403号の66-3ですとか66-4については、代替となる路線がなく、現道を広げるしかないと思うんですが、ここの部分が廃

止または変更の候補というのは、どういうふうに整理すればいいのか教えてもらいたいです。

○議長 お願いします。

○事務局 すいません。403号線については、都市計画決定している線と結構ずれてるところがございまして、実際に事業化された時に路線を合わせるような変更していかないと、現実は何ヶ所かはみ出て残ってしまっている部分があるので、そういった意味の変更が必要というような部分かと思います。幅員についても、今の計画幅員なのか、それとも調整区域を走る道なので、例えばその土手沿いで片側だけのことでいいのかとかいろいろと検討の必要や余地があるのかなということで書いてある部分でございます。

○委員 わかりました。ありがとうございます。そうすると、変更候補の方がわかりやすいような気はするんですけど、どうですかね。

○事務局 はい。その辺の表記については我々も非常に悩んで作っております。逆に皆さんに伝えにくくなったり、わかりにくくなっているところがありますので、そういったご意見いただきながら、修正をかけていきたいと思っております。ありがとうございます。

○議長 では、変更候補と廃止変更候補をどう表記するについては、また検討していただくということですね。他にございますでしょうか。

パブコメにかけるにあたっては、やはり見やすい形や誤解のない表現表記をよく検討していただいた方がいいかなと思います。とにかく数が多いし、非常に評価も複雑というか、すごく細かくやっているの恐らく、素直に出されてもなかなかわかりづらいところがあるかと思っておりますので、少し表記を工夫していただくことをよろしくお願いいたします。高木先生からも、パブコメに向けて部会で揉んでおくべき項目がありましたらご意見いただきたいのですが、いかがでしょうか。よろしいですか。ありがとうございます。今のご質問やご意見等をいただきまして、高木先生から何かございますか。

○部会長 はい。資料がボリュームで、私はある程度わかって話を聞いている限りでは、事務局はすごくわかりやすく説明していただいていると思ったんですけども。たぶん、初めてではないにしろ、これにずっと関わってるわけでない人にとっては、そもそも言葉の意味がわかりにくかったり、ご指摘の通りパブコメにこのままかけると、そんなつもりじゃなかったというような意見がいっぱい出てきて、それは誤解ですといちいち説明をしていかなきゃいけないことになっていくと思います。事務局と検討しながらどういう地図の書き方をするのか、どういう説明をするのか。それから、言葉の使い方等についても、もうちょっと検討させていただきたいと思っております。ありがとうございます。

○議長 よろしいですかね。今いただいた意見を総括しますと、まずもう一度しっかり精査していただくということ。それから、路線の各区間の位置付けが間違っていないように、上位計画との位置付けが間違っていないようにしていただくということ。あと文言ですね。非常に細かい、いろんな解釈が取れるような文言もあって、見ればなんとか理解はするんですけども。さすがに一般の方が見た時には非常に混乱すると思っておりますので、そのあた

りも少し揉んでいただくということでもよろしく願いいたします。ほかにございませんか。

都市計画道路の見直しの素案につきましても、たくさんご意見いただきましてありがとうございます。委員の皆様方から何かございますでしょうか。よろしいですか。まだ調査事項ということで、特に区域区分や立地適正化計画についてはまだ時間がございますので、お気づきの点がありましたら事務局にお問い合わせ、またはご意見いただければと思います。よろしく願いいたします。それでは以上で議事はすべて終了となります。長時間ありがとうございました。議長を退任させていただきます。ご協力ありがとうございました。

◎閉会

○司会 ありがとうございます。終わりに、都市政策課 課長の桑原から閉会のごあいさつを申し上げます。

○事務局 委員の皆様におかれましては大変お忙しい中、ご出席をいただき、また長時間にわたり調査、ご審議をいただきまして、ありがとうございます。次回審議会の予定につきましては、9月～10月頃に開催したいと考えております。準備が整い次第、開催のご通知をいたします。その際は日程調整等よろしくお願いを申し上げます。最後に、新型コロナウイルス感染症の拡大については、一時に比べますとだいぶ落ち着いてきたとはいえ、まだ予断を許さない状況が続いております。これから日ごとに暑さが増し、夏本番を迎えます。委員の皆様には、体調にご留意いただき、ますますご活躍されますよう祈念申し上げます。

以上をもちまして「第79回長野市都市計画審議会」を閉会とさせていただきます。本日は、ありがとうございました。